

計 画 書

里山保全地域の区域の変更(指定拡大)

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例第 10 条に基づき、里山保全地域の区域を次のように変更(指定拡大)する。

名 称	上山口堀口天満天神社周辺里山保全地域 (平成 30 年 6 月 1 日指定所沢市告示第 293 号)
面 積	約 24.3 ha
区 域	位置及び区域は「計画図」表示のとおり
現 況	<p>当該区域は、本市のみどりの核であり、広域的にも重要なみどりである。また、湧水や湿地などの水辺地も数多くあり、希少な動植物の生息地でもある。</p> <p>しかし、近年では開発傾向は沈静化しつつあるが、小規模な開発は依然として見受けられる。また、手入れ不足の樹林地が多く、荒廃が進行している。</p>
理 由	<p>本市では、第 6 次所沢市総合計画において、課題の一つとして、「貴重な自然環境を次世代につなぐこと」を掲げ、「みどりの保全の積極的推進」を取り組み方針としている。また、計画区域は「所沢のみどりの基本計画」において、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区として設定されている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成 30 年 6 月に樹林地及び水田地帯を一体的に保全するため、里山保全地域として指定した。その上で、都市近郊に残された数少ない里山の原風景が残る当該区域について、みどりの保全とともに、本市で貴重となった水田の保全を更に進めることで、貴重な里山景観を将来に継承していくため、里山保全地域の変更(指定拡大)をおこなう。</p>
保全に関する基本的な方針	<p>保全管理計画(令和 2 年 3 月策定)を基に自然の生態系に配慮したみどりの保全に努める。</p> <p>また、みどりの公開性を高め、多くの人との関わりにより適正な維持管理を進める。</p>